企画提案仕様書

１　委託事業名

令和８年度工芸原材料確保に向けた産地支援委託業務

２　事業目的

伝統工芸品の製造においては、伝統的に使用されてきた天然の原材料が主として用いられているが、天然素材を支える農林業の衰退や、採取・加工を担う職人・生産者の高齢化や後継者不足などによる原材料の供給不足、品質の不安定化が課題となっている。

特に、三線の原材料である黒檀などの木材については、成長に数十年単位の長い年月を要するため、県内はもとより国内他地域や国外からの調達は困難を極めており、それら木材原材料の確保不安は深刻な課題となっている。

そこで、本事業では、本県伝統工芸産地事業協同組合（沖縄県三線製作事業協同組合）を対象に、ハンズオン支援により、原材料確保の課題の明確化に向けた専門家の活用や補助金申請書（案）の作成支援等を実施し、伝統的工芸品産業支援補助金（以下、「伝産補助金」という）の活用を促進するとともに原材料の安定的な確保体制の構築を図ることを目的とする。

３　委託期間

契約締結の日から令和9年3月 31 日まで

４　委託内容

（１）三線原材料（黒檀等）確保に関する課題の整理と明確化

沖縄県三線製作事業協同組合へヒアリングを実施し、現在の原材料調達における具体的なボトルネック（価格、品質、調達ルート等）を整理する。
なお、組合による伝産補助金活用の方向性を明確化すること。

（２）専門家の活用

（１）の補助金活用の方向性を明確にするため、課題（原材料・代替材の確保、品質、調達ルート等）に応じた専門家を活用し下記の内容を実施すること。また、専門家の活用に関する、各種調整及び申請手続きを行うこと。

ア専門家による実施内容

(ｱ) 県外の「課題解決事例調査」

国内（木材を扱う材木商など）において、三線製造に適した硬質木材（黒檀類および代替材となり得る樹種）を供給可能な事業者を幅広く調査し、リスト（連絡先、取扱可能樹種、ロット等）を作成すること。その他三線の原材料確保に関する効果的な解決策について、関連する他事例の調査に努めること。

(ｲ) (ｱ)を踏まえた専門家による取組案の作成・報告

代替木材の実用性検証に向けたサンプル作成・試作加工の実施。

（3）伝産補助金申請書（案）の作成支援

伝産補助金の申請を見据え、沖縄県三線製作事業協同組合へのヒアリングを通じて補助金活用の方向性を確認しながら申請書（案）一式の作成支援を行うこと。

また、当事業で支援を行うにあたり、伝産補助金に関する補助対象や申請書の記載内容などの情報収集を行い、補助金の内容を正確に把握・整理したうえで作成支援を実施すること。

（4）沖縄県三線製作事業協同組合への代替木材試作評価および調査報告会の開催

専門家を活用して実施した代替木材の試作加工トライアルについて、加工性や評価結果を整理・分析すること。また、県外での「課題解決事例調査」で得られた知見（調達ルートや乾燥技術等）と併せて報告会用の資料としてまとめ、沖縄県三線製作事業協同組合等の組合員に対し、評価・報告会を 1 回開催すること。また、報告会の開催の際は、4（2）を実施した専門家を出席させること。

（5）事業の活動・成果目標について

活動指標及び成果目標については、以下のとおりとし、達成に向けて創意工夫を凝らすこと。また事業実施により得られた効果の検証を測り、検証結果を実績報告書に記載すること。

① 活動指標

ア　専門家の派遣

〇活動指標

専門家を活用した県外での調査（原材料としての活用適性を判断する主体である、沖縄県三線製作事業協同組合の同行に努めること。）

〇目標値

１回以上

イ　沖縄県三線製作事業協同組合への申請書（案）調整回数

〇活動指標

申請書（案）を作成し、組合へ内容・方向性の確認を行う回数

〇目標値

３回以上

② 成果指標

ア　伝産補助金の活用促進に関する取組

〇成果指標

伝産補助金申請書類作成支援の実施

〇目標値

１件（伝産補助金の申請書（案）一式納品）

（6）その他、本事業に関する業務

上記以外に本事業と関連し、効果的と思われる業務を企画提案することができる。

５　再委託について

（１）一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

（２）契約の主たる部分

「契約の主たる部分」は以下のとおりとする。

① 契約額の 50%以上を超える業務

② 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

契約の主たる部分についてはその履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

（３）再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

（４）再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。なおこの場合、県内事業者を優先的に活用すること。

① ４（２）専門家の活用に関する業務

② 県と事前協議の上、再委託が必要と認められるもの。

（５）再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

（６）簡易な業務は以下のとおりとする。

① 資料の収集、整理

② 資料の複写、印刷、製本

③ 原稿・データの入力及び集計

６　成果物の提出

下記のとおり成果物を提出すること。

１.事業実施報告書（４（２）専門家の活用の内容も含めること。）

・提出形式：Ａ４横、

・部数：紙１部、データ１件

２.【概要版】事業実施報告書

・提出形式：Ａ４横１枚、

・部数：紙１部、データ１件

納期　　令和９年３月 31 日（水）
提出先　沖縄県商工労働部ものづくり振興課

７　その他

（１）成果報告書等、県に提出する印刷物等については、著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務にあたり第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理する。

（２）この仕様書に定めない事項及び疑義が生じた場合は、受託者と委託者の双方が協議して定める。